

行を委任するに付、

第十四條 同一地域に於て同一組合の分会二個以上存する場合は組合執行委員会はその地域に執行委

員會の仕余に於て若干名の支部委員を以て支部委員會を設け置くものとす、

第十五條 支部委員會は執行委員會の統制の下に分会間の活動の統一及執行委員會との連絡を

計るものとす、

第十六條 組合の専門部は執行委員會の統制の下に置き、地方評議會の専門部に準ず、

第十七條 合同労働組合に限り執行委員會の統制の下に産業委員會を組織し産業別整理並に

同一産業部門の組織の討議及其他分会間の連絡を圖るものとす、

第十八條 組合は組合情勢及執行委員會決定事項を毎月定時に中央委員會に報告する事を要す、

第十九條 組合の経費は其の組合員より徴収する組合費を以て支辨するものとす、

第二節 地方評議會

第二十條 地方評議會は中央委員會の統制の下に所属組合の活動を統一し地方的活動を指導し共同

の事項を処理するものとす、

第二十一條 同一地方に二個以上の組合が存在しその組合員總數五百名以上に達する場合中央委員會の

承認を経て地方評議會を組織することを得、

第二十二條 地方評議會に最高機関としてその所属組合より選出されたる代議員を以て構成する

地方大會を置き、毎年一回定期に開催するものとす、但し全大會の直後たる可き事を

要す、

第二十三條 地方大會及評議員會、地方常任委員會の決議にして全体的問題は中央委員會の承

認を経て要す、

第二十四條 大會より次期大會に至る迄の決議機関として評議員會を置く、

第二十五條 評議員は其の所属組合より組合員數に比例して選出たる評議員を以て構成し二月に一

回以上その職を開催するものとす、但し地方評議會常任委員に必要と認めたる場合に旅

大評議員會を召集することを得、

第二十六條 地方大會に於て選出たる若干名の常任委員を以て地方常任委員會を組織するも

のとす、但し地方常任委員會は中央委員會の承認を必要とす、

第二十七條 地方常任委員會は地方大會及評議員會の決議を執行するものとす、緊急の場合に評

議員會の決議を経て執行するものとす、但しこの場合は次回評議員會に於て事後承認

認をねむる事を要す、

第二十八條 地方常任委員會の下に左の専門部を置き、各部長は常任委員の互選に依り部員は地方